

## 平成31年第2回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成31年2月14日(木) 午後2時00分

2. 招集場所 金成庁舎201会議室

3. 出席委員

1番	笠間 八十公 委員	2番	白鳥 正文 委員
3番	久我 一仁 委員	4番	千葉 みどり 委員

4. 説明のため出席した者

教育長	佐藤 新一
次長	菅原 良昭
次長	多田 陽
教育総務課長	入野 美奈子
学校教育課長	高橋 久悦
学校教育課副参事	渋谷 哲也
社会教育課長	伊藤 寿浩
文化財保護課長	後藤 孝義
教育研究センター長	原 吉宏

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 鈴木 健

6. 開 会

午後2時00分

教育総務課長 教育長及び委員4名の出席であり、会議の成立を報告。

7. あいさつ

佐藤教育長 会議招集のあいさつ

8. 前回教育委員会会議録の承認

佐藤教育長 日程1、前回教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 平成31年1月30日に開催された平成31年第1回栗原市教育委員会定例会の概要を説明。

佐藤教育長 (委員に諮って) 承認する。

9. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長 日程2、教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

2番の白鳥委員と3番の久我委員にお願いいたします。

10. 教育長報告

佐藤教育長 次に、日程3、教育長報告を行います。

まず、1月定例会以降の主な対応事業ですが、詳細につきましては資料をご覧いただきたいと思ひます。まず、宮城県市町村教育委員・教育長研修会が1月31日にありました。参加されました委員さん方、お疲れさまでした。それから、特別支援連携協議会が2月1日に行われております。2日には、くりはら市民大学第7回講座と閉講式があり、講師は、アナウンサーで朗読家の渡辺祥子さんでした。受講生106人中、5回以上受講された94人が修了という素晴らしい結果でした。次に、文化財保護審議会が4日に開催され、千年クロベの市指定天然記念物の答申がありました。5日は第7回教育長連絡会定例会、そして2月定例会が昨日から始まっております。

次に、生徒指導の概況及びケガ等につきましては資料のとおりでございます。それから、1月16日現在の平成31年度入園・入学予定者数ですが、幼稚園302人、小学校453人、中学校521人となっております。

高校の前期試験合格発表はすでに終わっており、後期は、試験が3月6日、合格発表が3月14日でございます。

その他ですが、学校再編による閉校式ですが、瀬峰中が2月16日、高清水中が2月24日となっております。以上で報告を終わります。何か、ご質問はありませんか。

久我委員  
多田次長

宮野小学校児童の交通事故ですが、現在、どのような状況でしょうか。

大崎市民病院から栗原中央病院に転院後、教育研究センター職員が1度訪問したのち、本格的に病院へ出向いて学習支援を始めようとしたところ、インフルエンザの流行により病院に出入りできない状態になり、行くことができませんでした。その後、退院し、2月12日から車いすで学校に復帰しています。

白鳥委員  
多田次長  
久我委員  
多田次長

生徒指導の概況に家出とありますが、原因等は何だったのですか。

まだ、報告書が届いていないので、分かり次第お知らせしたいと思います。

同じく生徒指導の概況に性非行がありますが、簡単に言うとどのような内容でしょうか。

被害生徒が部活の顧問に相談したもので、内容は、誰かは分からないが、偽名でわいせつな画像を送るようLINEがあったものです。詳細については、確認したいと思います。

佐藤教育長

今後は、確認してから載せるようにいたします。

ほかにご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長

ご質問がないようですので、これで教育長報告を終わります。

## 11. 専決処分報告

佐藤教育長

次に、日程4専決処分報告です。(1)平成31年第1回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について、内容の説明をお願いします。

教育総務課長

議事日程の綴り、1ページをお開きください。専決処分報告、平成31年第1回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について。平成31年第1回栗原市議会定例会に提案された教育関係議案について、市長から意見を求められたが、平成31年2月4日異議がない旨、専決処分したので報告する。平成31年2月14日提出、栗原市教育委員会教育長。議会提案する教育関係議案について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長より教育委員会の意見を求められ、異議の無い旨、回答したものです。それでは、別冊の定例会資料1ページをご覧ください。2月議会に提案する案件のうち、教育関係議案は、第1号平成30年度栗原市一般会計補正予算(第4号)から第39号民事調停の申立てについて

までの7件であります。3ページから9ページが議案第1号平成30年度栗原市一般会計補正予算(第4号)の議案であります。10ページから14ページは、議案第12号平成31年度栗原市一般会計予算の議案で、平成31年度の当初予算議案であります。15ページから25ページは、議案第26号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてで、本年10月に行われる消費税等の税率引き上げに伴い、教育部に關係する16条例について所要の改正を行うものであります。26、27ページは、議案第36号栗原市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例についてで、築館放課後児童クラブへの申し込み人数が多いため、現在の実施場所に加えて、築館小学校の空き教室も使用して実施するため、規定するものであります。28、29ページは、議案第37号栗原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてで、放課後児童クラブ支援員の資格要件を追加するものであります。30、31ページは、議案第38号栗原市野外活動センター条例の廃止についてであります。32、33ページは、議案第39号民事調停の申し立てについてで、給食費等の滞納者9件に対し、民事調停を申し立てるための議案であります。34ページから80ページにつきましては、補正予算及び当初予算の、内容を掲載しております。以上、概要で申し訳ありませんが、説明とさせていただきます。なお、教育長報告にありましたとおり、2月議会は、昨日、開会し、各議案につきまして審議されます。以上、説明を終わります。

佐藤教育長

説明が終わりました。ご質問はありますか。

笠間委員

民事調停の対象は、悪質と思われる方々でよろしいですか。

教育総務課長

長年にわたり滞納のある方や、納付誓約はしたものの約束を守らない方等で、呼び出しの通知にも応じないなど悪質と考えざるを得ない方々でございます。

佐藤教育長

ほかにご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長

ご質問がないようですので、専決処分報告を終わります。

## 12. 議事

佐藤教育長

日程5、議案第5号栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則等の一部を改正する規則について、内容の説明をお願いします。

学校教育課長

議案書2ページをお開き願います。議案第5号栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について、栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則(平成17年栗原市教育委員会規則第13号)の一部を改正する規則を次のように定める。平成31年2月14日提出、栗原市教育委員会教育長佐藤新一でございます。

今回の改正につきましては、4月1日から高清水中学校と瀬峰中学校を再編し、栗原南中学校となることから、通学区域に関して所要の改正を行うものであります。議案書3ページをお開き願います。栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則です。改正内容は、「栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則」について、第1条中、「に設置された」を「により設置された」に改めるもの、別表第2、高清水中学校を削り、同表、瀬峰中学校の項を、「栗原南中学校」、「高清水小学校及び瀬峰小学校の通学区域」と改めるものであります。それでは、議案書4ページの規則新旧対照表をご覧ください。表の左が「改正案」、右側が「現行」の条文であります。別表第1中、「に設置された」を「により設置された」に改めるものであります。別表第2中、「高清水中学校、高清水小学校の通学区域」を削除し、「瀬

峰中学校、瀬峰小学校の通学区域」を「栗原南中学校、高清水小学校及び瀬峰小学校の通学区域」に改めるものでございます。議案書3ページにお戻りいただきます。附則、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤教育長 説明が終わりました。何か、ご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐藤教育長 ご異議なしと認め、議案第5号栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程6、議案第6号栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について、内容の説明をお願いします。

学校教育課長 議案書6ページをお開き願います。議案第6号栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について、栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程（平成17年栗原市教育委員会訓令第4号）の一部を改正する規則を次のように定める。平成31年2月14日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。

今回の改正につきましては、4月1日から高清水中学校と瀬峰中学校を再編し、栗原南中学校となることから、所要の改正を行うものであります。議案書7ページをお開き願います。栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令です。改正内容は、「栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程」について、別表、栗原市南部地区学校事務支援室の項中、「栗原市立瀬峰中学校、高清水中学校、築館小学校、宮野小学校、玉沢小学校、高清水小学校、瀬峰小学校」を「栗原市立栗原南中学校、築館小学校、宮野小学校、高清水小学校、瀬峰小学校」と改めるものであります。それでは、議案書8ページの、規則新旧対照表をご覧ください。表の左が「改正案」、右側が「現行」の条文であります。別表（第2条関係）、栗原市南部地区学校事務支援室の項中、連携校の下線部分をご覧ください。議案書7ページにお戻りいただきます。附則、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤教育長 説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐藤教育長 ご異議なしと認め、議案第6号栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程7、日程8ですが、日程7、議案第7号要保護及び準要保護児童生徒の認定についてと、日程8、議案第8号栗原市立学校の職員の人事についての2案件につきましては、個人情報を取り扱う案件でありますので、秘密会としてご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

佐藤教育長 ご異議なしと認め、日程7及び日程8の2案件は、秘密会とします。

佐藤教育長 以上で秘密会の取り扱いを終了します。職員入室のため、暫時休憩します。

次に、日程9、議案第9号栗原市指定天然記念物の指定について、内容の説明をお願いします

す。

文化財保護課長 議案第9号、栗原市指定天然記念物の指定について、をご説明させていただきます前に、大変申し訳ありませんが、議事日程14ページを本日配付しておりますので、差し替えをお願いします。訂正内容は、14ページ3行目で、第33条とありますが、正しくは第30条でございます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、ご説明させていただきます。議案第9号、栗原市指定天然記念物の指定について、栗原市文化財保護条例（平成17年条例第128号）第30条第1項の規定により、下記の樹木を栗原市指定天然記念物に指定する。平成31年2月14日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。1月30日の平成31年第1回栗原市教育委員会定例会で栗原市文化財保護審議会に対する諮問について議決いただきましたことから、2月4日開催の栗原市文化財保護審議会に諮問したところ、15ページにありますとおり、「千年クロベは、栗原市記念物「天然記念物」植物に指定することが適当である」との答申をいただきましたので、千年クロベを栗原市指定記念物「天然記念物」植物に指定したく、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

久我委員 大変すばらしい観光資源になると思いますので、多くの方に見ていただけるよう保護と対策を希望しますし、私も応援します。

佐藤教育長 ほかにご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐藤教育長 ご異議なしと認め、議案第9号栗原市指定天然記念物の指定については、原案のとおり可決いたします。

### 13. その他

#### (1) 各課報告

佐藤教育長 本日の日程が終了しましたので、これより各課報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

学校教育課長 定例会資料の81ページをお開きください。平成30年度市内幼稚園、小・中学校卒業（園）式日程についてであります。今年度も、3月9日（土）から16日（土）まで、一覧表のとおり開催されます。委員さん方のご出席のお願いについて、2回ご出席いただく委員さんもおりますが、どうぞよろしくお願いいたします。なお、都合が悪い場合などは、学校教育課へ連絡をお願いいたします。

次に、本日、追加でお渡ししております、「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」をご覧ください。1ページの「はじめに」をお開きください。学校教育における部活動（課外活動）の現状として、その過熱化により、バランスのとれた生活習慣の確立や顧問教師の多忙化、そして部活動における行き過ぎた指導が大きな問題となっています。平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。このガイドラインに則り、宮城県教育委員会が「部活動での指導ガイドライン」を策定し、同時に顧問等の指導上の要点や留意点をまとめた「部活動指導の手引き」が通知されました。また、平成30年12月には文化庁において「文化部活動の在り方に関する総

合的なガイドライン」が策定されております。

これらのことを踏まえまして、栗原市教育委員会としても、運動部と文化部、課外活動を含めた「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」を作成いたしました。小・中学校へ周知したところであります。左側の目次をご覧ください。1の「適切な休養日の設定」から4の「各種大会への参加について」の大きく4点に基づいたガイドラインとなっております。2ページをお開きください。1点目は、「適切な休養日等の設定」です。具体的な基準ですが、①「学期中の休養日の設定」として、週当たり2日以上休養日をはりけること。平日は1日、土曜日又は日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることとしております。週末に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振り返ることとし、③の「年間の総休養日の設定」としては、およそ105日以上となるように年間の活動日を設定すること等、子供たちの疲労の回復を重視し策定いたしました。また、3ページの⑦「熱中症予防について」は、3点について定めております。

5ページをお開きください。2点目は、「指導・運営に係る体制の構築」についてです。校長は、(1)として、部活動指導員の配置状況や教師の校務分掌に留意すること。また、(2)として、部活指導員等が、適切な指導を行うために研修等を行うこととしました。

続いて6ページでございます。3点目といたしまして、「効果的・効率的な活動のための取組」についてでございます。子供たちの心身の健康管理、事故防止、そして体罰やハラスメントの根絶について徹底されること。また、部活動顧問に対して、正しい知識に基づいた指導が行われるよう市教委や校長が努めていくことを定めております。

4点目は、「各種大会への参加について」です。各種大会への参加は、学校行事・PTA行事を優先させること。参加する大会は精査し、年間を見通した無理のない計画を立て、それに基づいて参加すること等について策定いたしました。以上が、「栗原市教育委員会が設置する学校に係る部活動（課外活動）の方針」の概要でございます。また、この市のガイドラインを参考として、各校においても「部活動（課外活動）方針」を策定し、学校のホームページに掲載等により公表することとしております。学校教育課からは、以上です。

佐藤教育長  
笠間委員

ただいまの報告にご質問等ありますか。

部活動の1日の活動が終わり、その後、民間の指導者によるスポ少等の練習をした場合は、黙認ということになるのでしょうか。

多田次長

そういうことになろうかと思えます。なお、子どもたちの運動の機会を制限することもできないということもあります。

白鳥委員  
多田次長

スポ少指導者の研修会はありますよね。

スポ少の上部団体が行っていますが、年1回もしくは5年に1回、望ましい指導について研修を受けることになっています。

白鳥委員

今は、先生が顧問をしています。今後は、外部の方になっていくような話を聞いたことがあります。その辺はどうでしょうか。

多田次長

指導者は、非常勤職員の身分で、報酬は1時間1,600円という補助事業があります。昨年6月に通知がありましたが、回答まで1週間しかなかったため、今年度は利用しておりません。また、年間の時間が決まっていたり、身分要件として教員免許やスポーツ指導者の資格などが必要であり、なかなかそういう方を見つけるのが困難と思われれます。

社会教育課長

資料82ページ、第12回栗原市写真展でございます。栗原文化会館で2月23日（土）から3月3日（日）まで開催されます。入場は無料です。続いて83ページ、白鳥省吾賞20周

年記念事業及び表彰式でございますが、2月24日（日）午後1時から栗原文化会館で行われます。審査結果につきましては、84ページのとおりとなっております。

それから、本日配布いたしました公民館整備基本構想の概要（案）でございます。市内公民館の平準化を図るため各地区1公民館に集約するとともに、老朽化した公民館を順次整備するものです。今回対象としている公民館は、若柳公民館、志波姫公民館、一迫公民館、瀬峰公民館、鶯沢公民館の5つで、いずれも建築年が昭和56年以前で、耐用年数を超過していることに加え、旧耐震基準の建物であり安全性に懸念があることから、現地建替えや移転等により整備を進めていくこととしています。2ページには、候補地の考え方とスケジュールが載っています。候補地の考え方ですが、各公民館とも（1）現地建替え、（2）他の市有地に建設、（3）他の施設を利用の3つの中から最適なものを選ぶことになります。3ページ以降は、各公民館の現状と計画の詳細でございます。以上です。

佐藤教育長 ただいまの報告にご質問等ありますか。

白鳥委員 スケジュールを見ますと各公民館とも建設の次に解体とありますが、他の市有地に建設することを基本としているのでしょうか。

社会教育課長 あくまで案として載っているもので、実際は3つの候補地の考え方から選ばれた候補地によってスケジュールが決まります。

笠間委員 平面図を見ますと必ずエントランスにキッズスペースがありますが、寝ころんで本を読めるようなスペースもいいと思います。

社会教育課長 実際の設計では、要望を取り入れながら進めてまいりたいと思います。

佐藤教育長 ほかにご質問ありませんか。

「なし」の声あり

佐藤教育長 ご質問がないようですので、これで各課報告を終わります。

#### 14. 閉会

教育総務課長 以上をもちまして、平成31年第2回栗原市教育委員会定例会を閉会致します。

午後3時40分

#### 15. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第5号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 栗原市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第8号 栗原市立学校の職員の人事について

議案第9号 栗原市指定天然記念物の指定について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

平成31年3月20日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

〃 \_\_\_\_\_